

令和2年5月15日

赤磐市立小中学校
保護者の皆様

赤磐市教育委員会
教育長 土井原 康文

赤磐市立小学校・中学校における教育活動の再開等について

新型コロナウイルス感染防止に御協力いただきありがとうございます。

赤磐市では、集団感染リスクが高いと考えられる「3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重なる場」を極力避ける配慮をし、校内の除菌をするなどの対策を行った上で、学校園の教育活動を再開します。

ただし、新型コロナウイルス感染症は終息したとは言えない状況であるため、いつ感染が起きてもおかしくないという危機感をもち、児童生徒の健康・安全を第一に考え、次のとおり対策を講じた上で再開いたします。御理解御協力をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。

記

1 5月21日以降の日程

- ・5月21日（木）22日（金）**3校時授業、給食無しで下校**
- ・5月25日（月）～**通常通り**

2 日常の健康管理や発熱時等の風邪の症状がみられる場合の対応について

- ・幼児・児童・生徒は、**登園・登校前に必ず検温**をしてください。その際、**発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、登校園を控え自宅で休養**してください。咳等の風邪の症状や発熱があった場合、学校を欠席しても、欠席の扱いとはせず、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。また、お子様の健康状態で次の4点のいずれかに該当する場合は、学校保健安全法第19条による「出席停止」となります。

- ・医療機関において、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合。
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
- ・咳等の風邪の症状や発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

- ・登校後、発熱や咳等の風邪の症状が現れた場合には、保護者の方に連絡をとった上で帰宅していただきます。
- ・当面の間、健康の記録としてお子様の検温や咳等の風邪症状の確認をしていきますので、御協力をお願いいたします。
- ・お子様の健康状態について、お気づきのことがあれば、学校に御連絡ください。

- 3 マスクの着用について
 - ・飛沫を飛ばさない方法として、マスクを着用することとします。
- 4 部活動について
 - ・5月21日（木）～24日（日）は部活動を行いません。
 - ・再開に当たっては、生徒の健康状態を把握し感染防止対策に充分留意して行います。
 - ・密集せず距離を取って行うことができる活動や体力等を徐々に戻す内容から実施します。
- 5 学校行事等にかかわること
 - ・1学期開催予定であった運動会・体育会については、中止または延期することとしています。
 - ・プールでの授業は、更衣室・プールサイド等での3密の解消が困難であり、現時点では、感染リスクが高いと判断し、今年度は見送ることとします。

赤磐市教育委員会学校教育課 電話086-955-0972
